

令和7年6月2日
午前10時開会
議 場

1. 議事日程（第1日目）

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 行政報告 | |
| 日程第 5 | 議案第44号 | 上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第45号 | 上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第46号 | 上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第47号 | 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第48号 | 上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第49号 | 上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第50号 | 令和7年度上天草市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 同意第 3号 | 上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第13 | 同意第 4号 | 上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第14 | 同意第 5号 | 上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第15 | 同意第 6号 | 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第16 | 同意第 7号 | 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第17 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第18 | 報告第 5号 | 令和6年度上天草市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第19 | 報告第 6号 | 令和6年度上天草市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について |

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(14名)

議長 嶋元 秀司

1 番 田 寄 清 勝	2 番 柳 本 初 喜	3 番 北 垣 洋
4 番 井 手 口 隆 光	5 番 何 川 誠	6 番 塩 田 真 一
7 番 何 川 雅 彦	8 番 宮 下 昌 子	9 番 西 本 輝 幸
10 番 高 橋 健	11 番 田 中 万 里	12 番 桑 原 千 知
13 番 田 中 辰 夫		

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

な し

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	坂本 公生
教 育 長	岩崎 宏保	総 務 部 長	前方 正広
経 済 振 興 部 長	本田 善生	建 設 部 長	岩永 裕一
市 民 生 活 部 長	藤川 勝利	健 康 福 祉 部 長	宮崎 誠吾
教 育 部 長	松尾 伸之	水 道 局 長	渡辺 政明
上天草総合病院事務長	山川 康興	総 務 課 長	海崎 竜也
財 政 課 長	中田 光治	会 計 管 理 者	山口 千重

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	荒木 勝樹	局 長 補 佐	山崎 大勝
参 事	荒木 莉佐	主 事	松田俊太郎

開会 午前10時00分

○議長(嶋元 秀司議員) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回上天草市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、3 番、北垣洋議員、4 番、井手口隆光議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第 2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、議会運営委員長長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（北垣 洋議員） 皆様、おはようございます。

それでは、委員長報告をいたします。

令和 7 年第 4 回上天草市議会定例会の開催にあたり、委員会を開催し、議会運営及び提出議案等について審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配布しております定例会日程表のとおり、本日 6 月 2 日は開会、提案理由の説明、6 月 12 日が議案質疑及び委員会付託を行います。常任委員会、予算決算常任委員会が 6 月 12 日と 18 日の 2 日間、そのほかの常任委員会が、6 月 13 日、16 日の 2 日間開催することとし、一般質問は 17 日、18 日の 2 日間行います。6 月 23 日を最終日として、委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は、15 件。その内訳は、条例 6 件、補正予算 1 件、同意 5 件、諮問 1 件、報告 2 件です。

議案等の取扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程など慎重に審査し、全議案を本会議へ上程することと決定いたしました。また、同意第 3 号から同意第 7 号及び諮問第 1 号については、人事案件であることから、委員会の付託を省略し、いずれも 6 月 12 日の本会議で、質疑、討論を経て採決することに決定いたしました。最後に、閉会中の継続審査及び調査の申出を行うことを決定したことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から 6 月 23 日までの 22 日間と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和7年第1回定例会以降の報告事項は、御手元に配付のとおりです。資料について必要な方は、議会事務局で閲覧お願いいたします。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第 4 行政報告

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第4、行政報告。

市長から行政報告の申出がありました。これを許します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

令和7年第4回市議会定例会の開催に当たりまして、3月定例会以降の行政の主な取組について、その概要を御報告いたします。

初めに、総務部門でございます。

まず、5月13日の市防災情報集約システムの操作研修中に、避難所開設情報メールの誤送信があった事案、また、5月26日に防災無線による誤放送があった事案につきまして、多くの皆様に御迷惑をおかけしましたことを深くおわびを申し上げます。今後は、システムの取扱い等を厳重に確認し、再発防止に努めてまいります。

防災につきましては、3月までに、市内の道路冠水や河川の増水が懸念される場所に監視カメラを設置し、これらの場所を市ホームページからリアルタイムで確認できるよう、システムを改修しました。これにより、市民への防災情報伝達の迅速性向上が図られます。

また、5月14日に県主催の豪雨対応訓練に参加をし、气象台、自衛隊、県、警察及び消防署と連携した対応について実践的に学び、関係機関との連絡体制を確認いたしました。引き続き、関係機関との連携を密にし、災害発生時の対応を強化してまいります。

次に、企画政策部門でございます。

地方創生につきましては、行政と関係団体、教育機関、金融機関等の関係者で構成する上天草市まち・ひと・しごと創生推進会議を、5月19日に開催し、上天草市デジタル田園都市国家構想総合戦略に掲げた各種施策の令和6年度の進捗確認や効果検証を行いました。

この検証結果につきましては、今市議会定例会の総務産業常任委員会で報告をさせていただくということになっておりまして、委員の皆様から頂いた御意見も踏まえ、今後、地方創生の取組をさらに推進してまいります。

次に、経済振興部門でございます。

産業振興事業におきましては、昨年度ココシル上天草を活用して実施をしました上天草お買物ポイント事業に引き続き、市民の皆様への物価高騰の影響の軽減を図るため、上天草デジタル商

品券事業を今月から開始をしているところでございます。この事業は、利用者の市内の店舗等で使えるポイントを購入してもらい、購入額の20%分をプレミアムとして付与することで、地域経済のさらなる活性化と、今後増加するであろうITを活用した経済施策に対する地域への取組等に支援するものでございます。事業期間は、令和7年11月末までの6か月間となっておりますので、多くの市民の皆様に御利用頂くため、事業の周知と対応店舗の拡大に引き続き努めてまいります。

次に、建設部門でございます。

橋梁維持事業につきましては、九州地方整備局などの職員等で構成する道路メンテナンス技術集団による樋島大橋の直轄診断の報告会が3月18日に実施されました。

今回の診断結果を受け、今年度から国の直轄による樋島大橋修繕代行事業が実施されることとなり、まずは、調査設計が行われる予定になっております。引き続き、市民生活の安心・安全を確保するため、老朽化した交通インフラの機能維持・回復に努めてまいります。

次に、市民生活部門でございます。

ごみ処理事業につきましては、松島地区清掃センター施設の浸水による設備故障のため、可燃ごみを一時的に市外の処理施設へ運搬をしている状況です。現在、施設に滞留した汚水の水抜きが完了し、設備の点検と故障した機器類の取替え等を行っているところであり、施設稼働を10月を見込んでおります。引き続き、天草広域連合と連携をし、早期復旧に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆様には御迷惑をおかけしますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

市税につきましては、5月に令和7年度の固定資産税、軽自動車税の課税通知書を発送したところでございます。今月には、住民税、法人税、国民健康保険税の課税通知書を発送する予定です。行政サービスの基礎となる自主財源の着実な確保のため、今後も適正な賦課及び徴収に取り組んでまいります。

セミセルフレジの導入につきましては、市民サービスの向上、職員の作業効率化、釣銭渡しにおける会計トラブルの解消を図るため、3月14日に、本庁舎及び各統括支所に専用の機器を設置したところです。

また、大矢野庁舎と松島庁舎には、証明書発行手数料に対応するキャッシュレス決済端末も併せて導入しました。今後も、市民の皆様の利便性の向上と窓口業務の見直しに取り組んでまいります。

次に、健康福祉部門でございます。

令和6年度に策定作業を進めておりました上天草市こども計画につきましては、3月までに策定が完了し、今後は、計画に掲げた目標の達成に向けて着実に取り組んでまいります。

令和6年度住民税非課税世帯給付金につきましては、令和6年度分の住民税均等割非課税世帯を対象に、1世帯当たり3万円を給付するものであり、5月21日現在、3,614世帯に対して、1億842万円を給付しております。

さらに、この給付金の支給対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯を対象に、児童1人当たり2万円を加算して給付することも加算につきましては、5月23日現在、136世帯に対して500万円を給付しております。

小・中学校入学時に、経済的支援を目的として、本市独自に児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯就学・進学応援給付金につきましては、3月末をもって受付が終了しており、284世帯に対して1,475万円を給付しました。

最後に、教育部門でございます。

学校教育部門につきましては、令和7年度市内小・中学校の入学式を4月9日に挙行し、小学校123人、中学校157人の新入生が入学をしました。これにより、5月1日現在の児童・生徒数は、前年度より80人減少し、小学校908人、中学校488人の合計1,396人となっています。

公立学校規模適正化基本計画の進捗につきましては、松島地区の阿村小学校、今津小学校、教良木小学校の3校による松島地区小学校統合準備委員会を4月28日に発足させ、これまで2回委員会を開催しました。今後は、令和9年4月の統合に向け、校歌・校章・制服などに関する協議を進めてまいるとともに、学校間の交流事業についても計画的に実施してまいります。

社会教育分野につきましては、3月8日に、第53回天草パールラインマラソン大会を開催いたしました。今大会は、地域をあげてのおもてなしを意識したマラソン大会となるよう計画し、前回より181人多い、2,092人のランナーに参加を頂きました。ようやくコロナ禍前の活気ある大会が戻ってきたと感じているところでございます。次回大会におきましては、今回の課題解決を図りながら、さらなる参加者数の増加、魅力あるマラソン大会を目指して取り組んでまいります。

以上、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（嶋元 秀司議員） これで、行政報告は終わりました。

日程第 5 議案第44号 上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第45号 上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第46号 上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第47号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第48号 上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 49 号 上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第 50 号 令和 7 年度上天草市一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第 5、議案第 44 号から、日程第 11、議案第 50 号までの以上 7 件を一括議題といたします。上程議案の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 今定例会に提案をいたします議案につきまして御説明いたします。

今定例会には、上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなどの条例議案 6 件、令和 7 年度上天草市一般会計補正予算（第 3 号）の予算議案 1 件、上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてなど同意案件 5 件、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての諮問案件 1 件を提出しております。

同意案件及び諮問案件を除く議案の詳しい内容につきましては、所管部局長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議を頂きまして、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、執行部から、順次、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

まず、議案第 44 号から議案第 46 号を、総務部長。

○総務部長（前方 正広君） 議案書 1 ページをお願いいたします。併せて説明資料 1 ページをお願いいたします。

議案第 44 号、上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、仕事と育児の両立に資する制度または措置に係る職員の意向の確認等を行うため、関係規定を整備するものでございます。主な改正内容としまして、第 17 条の 2 につきましては、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等について規定するものでございます。その他所要の規定につきましては、規定の整理を行うものでございます。なお、この条例は、一部の規定を除き、令和 7 年 10 月 1 日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、仕事と育児の両立に資する制度または措置に係る職員の意向の確認等を行うため、関係規定を整備する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書 3 ページをお願いいたします。併せて説明資料 4 ページをお願いいたします。

議案第 45 号、上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備するも

のでございます。

主な改正内容としまして、第 22 条及び第 22 条の 2 につきましては、第 1 号部分休業及び第 2 号部分休業の承認について規定するものでございます。

第 22 条の 3 につきましては、部分休業に係る 1 年の期間について規定するものでございます。

第 22 条の 4 につきましては、第 2 号部分休業に係る人事院規則で定める時間を基準として定める時間について規定するものでございます。

第 22 条の 5 につきましては、部分休業に係る申出内容の変更に係る特別の事情について規定するものでございます。

第 24 条につきましては、部分休業の承認の取消し事由について規定するものでございます。その他所要の規定につきましては、規定の整理を行うものでございます。なお、この条例は、一部の規定を除き、令和 7 年 10 月 1 日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書 5 ページをお願いいたします。併せて説明資料は 8 ページをお願いいたします。

議案第 46 号、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

語学指導等を行う外国青年招致事業等により、外国語指導助手、いわゆる A L T として任用されるものにつきましては、全国的に円滑なあっせんを行うために、総務省等の J E T プログラムにおいて報酬額が統一して設定されておりますが、昨今の民間の平均給与や公務員の給与等の動向を考慮し、当該報酬額が見直されたことを踏まえ、本市 A L T の報酬の上限額の改定を行う必要があるため、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、A L T の報酬月額の上限を 33 万円から 36 万円に引き上げるものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしております。

提案理由といたしましては、語学指導等を行う外国青年招致事業等により、外国語指導助手として任用されるものの報酬の上限額を改定するため、関係規定を整備する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第 47 号を、市民生活部長。

○市民生活部長（藤川 勝利君） 議案書 6 ページをお願いいたします。併せて説明資料 9 ページをお願いいたします。

議案第 47 号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

したがいまして、単なる条文、条項の整理のための改正も多数行われておりますので、こうした形式的な改正については、説明を省略させていただき、主な改正の部分のみ説明させていただきます。

新旧対照表で御説明いたしますので、議案説明資料の 9 ページをお願いいたします。

第 1 8 条につきましては、地方公共団体の長が、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合等に、地方公共団体の掲示板に掲示することを行っている公示送達について、地方公共団体のウェブサイト等に公示すべき内容を表示する等の方法を用いることを可能とするものでございます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

第 3 4 条の 2 につきましては、所得控除に大学生年代の子等が控除対象扶養親族に該当しない場合でも親等が控除を受けられる特定親族特別控除が新設されたため、住民税の所得割の所得控除に特定親族特別控除を追加するものでございます。

第 3 6 条の 2 第 1 項につきましては、公的年金受給者等の個人住民税の申告書の提出義務について規定するとともに、公的年金受給者等の個人住民税の申告の控除に特定親族特別控除を追加するものでございます。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項につきましては、所得控除に特定親族特別控除が新設されたため、申告書に記載する事項に特定親族を追加するものでございます。これらの改正は、令和 8 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

附則第 1 6 条の 2 の 2 につきましては、紙巻きたばこに比べ課税水準が低い加熱式たばこについて、現在、重量と価格によって紙巻きたばこに換算している課税方式から、重量のみで換算する方式に見直すものでございます。この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第 4 8 号を、上天草総合病院事務長。

○病院事務長（山川 康興君） 議案書 1 0 ページをお願いいたします。併せて説明資料 1 6 ページをお願いいたします。

議案第 4 8 号、上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、少子高齢化による医療需要の変化及び医療従事者の不足を踏まえ、熊本県地域医

療構想と整合性を図りながら、持続可能な医療を提供するため、公営企業である上天草総合病院の病床数を改正するものでございます。

内容といたしましては、一般病床を149床から125床に、療養病床を46床から40床に変更するものでございます。この条例は、令和7年10月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、人口減少による患者数の減少及び過疎化による医療従事者の不足を踏まえ、病床数を適正な規模とするため、関係規定を整備する必要があるとございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第49号を、教育部長。

○教育部長（松尾 伸之君） 議案書11ページをお願いいたします。併せて説明資料17ページをお願いいたします。

議案第49号、上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本市においては、現在、いじめ防止対策推進法第14条の規定により、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、法務局、県警、その他の関係者により構成される協議会を設置しております。しかしながら、依然として、県内でいじめを起因とした不登校者数が増加傾向にあることを鑑み、本協議会の組織強化を図るため、本条例第4条に規定する構成員に市の行政職員及びその他教育委員会が必要と認める者を組織の構成員に加えるほか、国または県の行政機関の職員を明確に規定する必要があるため、関係規定を整備するものでございます。

提案理由といたしましては、上天草市いじめ問題対策連絡協議会の委員の構成を見直すため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第50号を、総務部長。

○総務部長（前方 正広君） 議案書12ページをお願いいたします。

議案第50号、令和7年度上天草市一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

なお、100万円以下の補正及び人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2億1,329万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を201億2,100万9,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表の地方債の補正は、過疎対策事業債を3,290万円増額するなど、起債限度額の合計を14億6,890万円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

８ページをお願いいたします。

６５（款）国庫支出金、１５（項）国庫補助金は、１,６１１万２,０００円の増額でございます。主なものといたしまして、１０（目）総務費国庫補助金が、新しい地方経済・生活環境創生交付金３５２万８,０００円を増額するものでございます。３０（目）土木費国庫補助金が、社会資本整備総合交付金舗装補修事業３３６万３,０００円、交通安全施設整備事業１２２万５,０００円を減額する一方、新しい地方経済・生活環境創生交付金１,３２０万４,０００円を増額するものなどでございます。

３５（目）消防費国庫補助金が、消防団施設整備費補助金４５６万８,０００円を増額するものでございます。

７０（款）県支出金、１５（項）県補助金は、１,７６３万７,０００円の増額でございます。主なものといたしまして、１５（目）民生費県補助金が、地域における介護現場の生産性向上普及推進事業補助金６１２万６,０００円を増額するものでございます。２５（目）農林水産業費県補助金が、農地利用効率化等支援交付金１,１３０万４,０００円を増額するものでございます。

９ページをお願いいたします。

８５（款）繰入金、１５（項）基金繰入金は、１億４,６２５万円の増額でございます。主なものといたしまして、１０（目）財政調整基金繰入金が、歳出予算との調整により１億４,６００万円を増額するものでございます。

９９（款）１０（項）市債は、３,２９０万円の増額でございます。内訳といたしまして、５５（目）過疎対策事業債が、県営農業基盤整備事業１５０万円、漁港施設修繕事業１７０万円などを減額する一方、江樋戸港改修事業１００万円、こども医療費助成事業２００万円、市道維持事業８００万円、市道舗装補助事業３４０万円、公民館改修事業１,６５０万円、小学校校舎改修事業５００万円などを増額するものでございます。

１０ページをお願いいたします。

９５（目）緊急防災・減災事業債が、緊急用道路整備事業１２０万円を増額する一方、消防小型ポンプ購入事業９１０万円、防災行政無線整備事業１９０万円、消防格納庫改築事業１３０万円、松島総合センターアロマ防災設備修繕事業６３０万円を減額するものでございます。

１０１（目）公共事業等債が、上天草港湾海岸メンテナンス事業３６０万円を減額するものでございます。

１０５（目）脱炭素化推進事業債が、大矢野庁舎書庫棟照明設備改修事業２,０７０万円を増額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

１１ページをお願いいたします。

１５（款）総務費、１０（項）総務管理費は、４４８万５,０００円の増額でございます。主なものといたしまして、４５（目）企画費が、地域おこし協力隊（個人プロジェクト型）業務委託料３６５万円、コミュニティ助成事業助成金１７０万円などを増額するものでございます。

７５（目）地域づくり推進事業費が、移住・定住・交流推進支援事業補助金２００万円を減額す

るものでございます。

２０（款）民生費、１０（項）社会福祉費は1,333万7,000円の増額でございます。主なものといたしまして、２５（目）老人福祉費が、eスポーツ支援業務委託料361万8,000円を増額するものでございます。

１２ページをお願いいたします。

eスポーツ導入機器購入費256万5,000円、ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金597万6,000円などを増額するものでございます。

２５（款）衛生費、１５（項）清掃費、１０（目）清掃総務費は、天草広域連合衛生費負担金（松島地区清掃センター緊急対応分）1億1,861万2,000円を増額するものでございます。

１３ページをお願いいたします。

３５（款）農林水産業費、１０（項）農業費は1,137万5,000円の増額でございます。主なものといたしまして、２０（目）農業振興費が、農地利用効率化等支援交付金1,130万4,000円を増額するものでございます。

３５（款）農林水産業費、１５（項）林業費、１５（目）林業振興費は308万7,000円の増額でございます。主なものといたしまして、地球温暖化対策に係るＪークレジット制度を活用するためのＪークレジット審査手数料150万円、Ｊークレジット創出業務委託料132万4,000円を増額するものでございます。

１４ページをお願いいたします。

４５（款）土木費、１５（項）道路橋りょう費は6,325万9,000円の増額でございます。内訳といたしまして、１０（目）道路維持費が、市道除草等業務委託料600万円、風速計設置に係るシステム改修業務委託料385万円、風速計設置に係る実施設計業務委託料350万円、風速計設置工事1,556万3,000円、交通遮断機設置工事769万6,000円、市道天満宮尾越崎線道路整備工事400万円、市道尾越崎大潟線道路整備工事400万円を増額するものでございます。

２０（目）橋りょう維持費が、樋島大橋修繕代行事業負担金1,865万円を増額するものでございます。

１５ページをお願いいたします。

５０（款）１０（項）消防費は、350万8,000円の増額でございます。内訳といたしまして、１５（目）非常備消防費が、退団者功労金199万円を増額するものでございます。

３０（目）防災管理費が、機械器具費非常用発電機151万8,000円を増額するものでございます。

以上が、令和７年度上天草市一般会計補正予算（第３号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第 1 2 同意第 3 号 上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

日程第 1 3 同意第 4 号 上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

日程第 1 4 同意第 5 号 上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

日程第 1 5 同意第 6 号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることに
ついて

日程第 1 6 同意第 7 号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることに
ついて

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、日程第 1 2、同意第 3 号から、日程第 1 6、同意第 7 号まで
の以上 5 件を一括議題といたします。本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。
市長。

○市長（堀江 隆臣君） 議案書 1 3 ページから 1 5 ページまでをお願いいたします。併せて委
員等の同意等議案に関する資料 1 ページから 4 ページをお願いいたします。

同意第 3 号から同意第 5 号までの上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求
めることについて御説明いたします。

地方税法第 4 2 3 条第 1 項の規定により設置している上天草市固定資産評価審査委員会につい
て、委員の任期が、令和 7 年 6 月 3 0 日をもって満了することに伴い、次期の委員を選任するた
め、議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める者の氏名は、1 人目が井手口康隆、2 人目が田中清彦、3 人目が松本智で、1 名
を再任、2 名を新たに選任するものでございます。

3 名の住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び別紙資料に記載のとおりでござい
ます。なお、任期は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 6 月 3 0 日までの 3 年間でございます。

提案理由といたしましては、固定資産評価審査委員会委員の選任については、地方税法第 4 2
3 条第 3 項の規定により、議会の同意を得る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○市長（堀江 隆臣君） 議案書の 1 6 ページをお願いいたします。併せて委員等の同意等議案
に関する資料 5 ページをお願いいたします。

同意第 6 号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明いたしま
す。

現委員であります千原めぶき氏が、令和 7 年 7 月 1 日付をもちまして任期満了となります。

千原氏は、人格が高潔で、教育に関して高い識見を有し、これまで教育行政に御尽力を頂いて

いることから、引き続き、教育委員会委員に任命をしたいので、議会の皆様の同意を求めるものでございます。

同意を求める者の氏名は、千原めぶき。住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び別紙資料に記載のとおりでございます。任期は、令和7年7月2日から令和11年7月1日までの4年間です。

提案理由といたしましては、教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。

これが、議案を提出する理由です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○市長（堀江 隆臣君） 議案書17ページをお願いいたします。併せて委員等の同意等議案に関する資料7ページをお願いいたします。

同意第7号、上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明をいたします。

農業委員会の委員の辞任により欠員が生じたことから、新たに農業委員会の委員の任命を行う必要があるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

今回の委員の候補者の選定に当たっては、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定により、広く推薦を求めるとともに、募集を行い、上天草市農業委員候補者評価委員会における評価結果を踏まえ、地域の信頼が厚く、農業に対する高い識見を備えておられることから、農業委員会の委員として適任と判断し、選定いたしました。

同意を求める者の氏名は、森口邦雄。住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び別紙資料に記載のとおりでございます。任期は、任命した日から令和8年3月30日までの前任者の残任期間となっております。

提案理由といたしましては、農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、日程第17、諮問第1号を議題といたします。本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 議案書18ページをお願いいたします。併せて委員等の同意等議案に

関する資料の８ページをお願いいたします。

諮問第１号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて説明させていただきます。

今回の提案は、人権擁護委員の辞任に伴い、候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものでございます。諮問を求める者の氏名は、舩崎秀幸氏でございます。住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び別紙資料に記載のとおりでございます。任期は、令和７年１０月１日から令和１０年９月３０日までの３年間です。

提案理由といたしましては、人権擁護委員の候補者を推薦する場合は、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を聞く必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第１８ 報告第５号 令和６年度上天草市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第１９ 報告第６号 令和６年度上天草市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第１８、報告第５号から、日程第１９、報告第６号を行います。執行部から説明を求めます。

報告第５号及び報告第６号を、総務部長。

○総務部長（前方 正広君） 議案書１９ページをお願いいたします。

報告第５号、令和６年度上天草市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越しましたので、御報告いたします。

繰越明許費繰越計算書１ページをお願いいたします。

１５（款）総務費、１０（項）総務管理費、団体内統合宛名システム改修事業など、全５６件中５４件を繰越しております。なお、令和７年度への繰越し総額は、１２億２,９６０万６,１５４円となっております。

以上で、報告を終わります。

続きまして、議案書２０ページをお願いいたします。

報告第６号、令和６年度上天草市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について御説明いたします。

地方自治法施行令第１５０条第３項の規定により、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため、年度内に支出を終えることができなかった事業に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越

しましたので御報告いたします。

事故繰越し繰越計算書 1 ページをお願いいたします。

35 (款) 農林水産業費、20 (項) 水産業費が、大道漁港 1 号栈橋機能保全対策工事について、栈橋の浮体作成過程に新たな工程が発生し、工期を延長したことで、本事業の年度内の完了が困難となったため、1億4,490万6,830円を繰越しております。

45 (款) 土木費、15 (項) 道路橋りょう費が船津橋補修工事について、断面修復の施工厚の変更により工期を延長したことで、本事業の年度内の完了が困難となったため、3,030万7,457円を繰越しております。

60 (款) 災害復旧費、25 (項) 文教施設災害復旧費が、大矢野総合グラウンド災害復旧工事について、仮設排水管の設置及び土砂再搬入の新たな工程が発生し、工期を延長したことで、本事業の年度内の完了が困難となったため、1,490万6,715円を繰越しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） 以上で、報告は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。6月3日から11日までは、議案研究のため休会し、次の本会議は、6月12日の午前10時から、議案質疑及び委員会付託となっております。なお、質疑をされる方は、3日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。また、一般質問をされる方は、4日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前10時46分